

御堂筋の維持管理（維持管理の状況）

一般国道25号 御堂筋管理区域



【位置図】



【新橋から北を望む】



【新橋から南を望む】

御堂筋の管理状況

分類	管理項目		回数	備考	
道路維持作業	日常管理	一般清掃	6日/週		
	日常管理	重点清掃	2日/週		
	臨時処置	落葉清掃	20回/年	11月～12月	
	臨時処置	道路損傷復旧	1回/月		
機械清掃作業	日常管理	路面清掃(本線)	3回/月		
	日常管理	路面清掃(緩速車線、歩道)		(大阪市で実施)	
	臨時処置	管渠清掃	20回/年		
街路樹維持作業	日常管理	街路樹維持		(大阪市へ委託)	
	臨時処置	銀杏落とし	1回/年	10月	
	臨時処置	銀杏選別等	1回/年	10月	
	臨時処置	街路樹損傷復旧	1回/年		
自転車撤去作業	日常管理	自転車撤去		(大阪市へ委託)	
照明維持工事	日常管理	点検	12回/年	管内全線	
	臨時処置	補修等	3回/月		
不法占用指導	日常管理	不法占用物件 調査、指導	置き看板等、 許可できない 物件が対象	5回/年	単に官地に入ってきて いるものを指導するも の。(台帳なし)
			突出看板等、 許可できる物 件が主対象	10回/年	許可できない物件も対 象とする。(台帳あり)

作業内容(1 / 4)

道路維持作業

【一般清掃作業】

- ・巡回作業班で週6日間管内(御堂筋含む)の巡回整備を実施し、落下物等回収、路面補修作業等を行う。
- ・尚、御堂筋については重点的に3日間(火、木、土)清掃等を実施。

【重点清掃作業】

- ・御堂筋、曽根崎通(梅新～桜橋)間の重点清掃を週2日間(水、金)、清掃、構造物補修等を実施。

【落葉清掃作業】

- ・落葉の多い時期(11月下旬～12月下旬)に御堂筋の本線路肩部及び歩道、緩速車線の落葉清掃を3週間程度実施。

【道路損傷復旧作業】

- ・歩道の平板ブロック、縁石、植栽ブロック、事故等で損傷した防護柵等の損傷復旧作業を1回/月程度実施。



【一般清掃作業】



【落葉清掃作業】



【道路損傷復旧作業】

機械清掃作業

【路面清掃作業】

- ・ 本線路肩の清掃作業を3回 / 月実施。

日常の緩速車線の路面清掃作業は大阪市環境局で実施。

(緩速車線の自歩道側の路肩 3回 / 週、緩速車線の本線側の路肩 1回 / 週)

【管渠清掃作業】

- ・ 御堂筋における集水桝及び管渠清掃作業。主に落葉、一般ゴミ、モルタル等の除去。

(20回 / 年実施)



【路面清掃作業】



【管渠清掃作業】

作業内容(3 / 4)

街路樹維持作業

【銀杏落とし作業】

- ・ 銀杏の実が歩道に落下し、歩道が汚れたりにおいの苦情があるため、銀杏(雌木)281本分の実を高所作業車により落とす作業をシーズンに2日間実施。

【銀杏選別等作業】

- ・ 回収した銀杏を、選別、皮むき、水洗い作業し、11月初旬に大阪市役所南側みおつくしプロムナードでの「銀杏配り」で配布する。

【街路樹損傷復旧作業】

- ・ 事故等で損傷した街路樹の復旧作業。

日常の街路樹維持管理は大阪市ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所に作業を委託。

(仔ヨリ剪定:163本、仔ヨリ捕植:1本、草花捕植:913m²、巡回点検:32日)

自転車撤去作業

【自転車撤去作業】

- ・ 平成20年度から大阪市建設局に作業を委託。

【作業実施回数】

1. 梅 新	梅新交差点～梅新南交差点	17回/年
2. 淀屋橋	淀屋橋交差点～伏見町3交差点	12回/年
3. 本 町	備後町3交差点～博労町3交差点	30回/年
4. 心斎橋	南船場3交差点～道頓堀橋北詰交差点	32回/年
5. 千日前	難波交差点～難波西口交差点	38回/年

自転車約6,500台撤去



【銀杏落とし作業】



【銀杏配り】



【損傷復旧作業】



【自転車撤去作業】

作業内容(4 / 4)

照明維持工事

【夜間巡回作業】

- ・ 御堂筋を含む管内全線を月1回夜間巡回し、照明灯の不点等を確認する。

【補修作業】

- ・ 夜間巡回で確認した不点箇所の補修等を月2回程度実施する。



【補修作業】

不法占用物件指導業務

【不法占用物件調査、指導】

- ・ 置き看板等、許可できない物件が対象のもの。(年5回実施)
- ・ 突出看板等、許可できる物件が主対象のもの。(年10回実施)



【不法占用物件調査、指導】